

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年3月22日(木) 16:00~17:00(60分)

(開催場所)

札幌開発建設部 4階3号会議室

(出席者)

当局側(札幌開発建設部)

梶本 洋之(札幌開発建設部次長)、渡辺 一寿(職員課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合札幌支部)

高久保 陽一(書記長)、和田 章宏(執行委員)、金子 直樹(執行委員)

(議題)

- 1 当部職員の健康安全管理について
- 2 当部職員の宿舍の入居について
- 3 当部における仕事と子育てを両立できる職場環境の整備について
- 4 当部における超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)

(発言概要)

【議題1:当部職員の健康安全管理について】

(職員団体) 長時間にわたるVDT作業は、職員の健康面に、特に視力低下の影響があると思う。当局として、どのように職員の健康管理に取り組んでいくのか。

(当局) VDT作業に従事する職員に対しては、これまでもVDT検診を実施してきたしており、VDT作業管理指針についても職員課通信等で周知しているところである。引き続き、職員の健康の保持増進に努めたい。

(職員団体) 保健安全協議会は、職場内のより多くの健康安全管理に関する意見を吸い上げることができる場として有効であったと考えている。当局としては、意見箱や課所長へ直接意見を申し出る現在の方法で、職員からの意見を十分に吸い上げ、反映できていると考えているのか。

(当局) 職場の健康安全管理に関して職員の意見を聴くための措置については、当局の責任において行うべき事項であり、当局が直接職員の意見を聴き、職員の健康の保持増進と安全管理を図るという方法に改めたものである。

新たな健康安全管理計画の作成に際しては、課所長に対して職員説明を丁寧に対応するよう指導したところである。また、計画に対する職員からの意見は、昨年度より件数が増加しており、寄せられた意見については、必要性等を勘案し、可能なものについて計画へ反映することとしていると承知している。

(職員団体) 本部庁舎内は課、階によって室温に大きくばらつきがあるので、何かしら対策を検討してほしい。

(当局) 本部庁舎は、庁舎の構造上、細やかな温度調整は難しい面があるが、職員からの要望についてはできる限り対応していきたい。

- (職員団体) 冬期間は、車庫前・駐車場など凍結する箇所が多く、職員から安全面に不安があるという声があがっている。転倒事故が発生する前に、何かしらの安全対策が必要だと考える。
- (当局) 冬期間の転倒事故防止に限らず、庁舎の安全対策や職場環境の整備等により、引き続き職員の安全管理に努めたい。
- (職員団体) メンタルヘルス対策について、心の不調を原因として療養する職員に対して、課所長が中心となって、目配り・気配りしながら、スムーズに職場復帰できるような体制を構築してほしい。
- (当局) メンタルヘルス対策については、まずは心の不調を原因とした疾病を防止することが重要であり、各管理者に対して、カウンセリング制度の活用等に努めるよう引き続き指導していきたい。また、職員の職場復帰に当たっては、職場、健康管理医などと連携を図りながら、復帰後の業務への配慮、フォローアップなどにより、円滑な職場復帰の実現に努めたい。
- (職員団体) 超過勤務に係る臨時の健康診断は対象者全員が受診できているのか。対象者が業務多忙の理由で受診できないということがないように、課所長が業務配分などに配慮し、確実に受診できるよう対応願いたい。
- (当局) 超過勤務に係る臨時の健康診断の受診状況は、2月末日現在で受診率93.2%、未受診者5名となっている。未受診者については、年度内に受診できるように引き続き対応していきたい。

【議題2：当部職員の宿舍の入居について】

- (職員団体) 平成25年度から事業所の在勤地化が予定されている夕張シューパロダム総合建設事業所については、財務省から新たに示された宿舍貸与基準の殆どに合致するにも関わらず、居住の確保の見通しがたっていないため、職員から不安の声が挙がっている。早期の対応をお願いしたい。
- (当局) 当局としてどのような対応が可能なのか、様々な観点から検討しているところである。

※文責は札幌開発建設部当局（今後修正があり得る）

○当部職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

また、健康安全管理計画について、計画作成の際に、広く職員の意見等を聴いているところであり、平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいく予定としている。

なお、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医（精神科医）の積極的活用のほか、特に管理者への教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。

○当部職員の宿舎の入居について

平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、宿舎法等の貸与基準により、できる限り入居させるよう努めていく考えである。

○当部における仕事と子育てを両立できる職場環境の整備について

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備については、育児休業や育児に係る休暇等の両立支援制度の周知、当該制度の活用の促進等の取組を実施しているところである。

職場の管理者に対しては、日頃から職員とのコミュニケーションを図るなど、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めるよう、引き続き指導をしていきたい。

○当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。